

令和6年度

社会福祉法人室根孝養会

事業計画書

特別養護老人ホーム孝養ハイツ
孝養ハイツ短期入所生活介護事業所
孝養ハイツグループホーム
孝養ハイツデイサービスセンター
高沢の家デイサービスセンター
孝養ハイツホームヘルパーステーション
孝養ハイツ居宅介護支援事業所
一関市生活支援ハウスむろね苑

目次

社会福祉法人室根孝養会基本理念	P 1
社会福祉法人室根孝養会基本方針	P 2
I 社会福祉法人室根孝養会事業計画中長期計画	P 3
II 社会福祉法人室根孝養会事業計画	P 1 1
III 特別養護老人ホーム孝養ハイツ事業計画	P 2 0
IV 孝養ハイツ短期入所生活介護事業所事業計画	P 2 8
V 孝養ハイツグループホーム事業計画	P 3 0
VI 孝養ハイツデイサービスセンター事業計画	P 3 3
VII 高沢の家デイサービスセンター事業計画	P 3 7
VIII 孝養ハイツホームヘルパーステーション事業計画	P 4 1
IX 孝養ハイツ居宅介護支援事業所事業計画	P 4 2
X 一関市生活支援ハウスむろね苑事業計画	P 4 4

社会福祉法人室根孝養会

基本理念

わたくしたちは、利用者さんの人権を擁護し、快適で安らぎのある暮らしと安全でぬくもりのある介護福祉サービスの提供を行うため、『利用者の笑顔と満足を求めて』をモットーとし社会福祉の向上に貢献します。

利用者の笑顔と
満足を求めて

基本方針

1. 人権を尊重し、敬愛の気持ちを持って

公平な サービスの提供に努めます。

1. ニーズに応え、信頼と思いやりを持って

質の高い サービスの提供に努めます。

1. 地域社会と連携し、社会参加と交流を深め

温かな サービスの提供に努めます。

1. 家族との絆を大切にし、家族と施設が一体となって

心の通う サービスの提供に努めます。

1. 保健・医療・福祉の各機関の連携を密にし

健康で安全な サービスの提供に努めます。

I. 社会福祉法人室根孝養会中長期事業計画

(令和6年度～令和9年度)

はじめに

いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を間近にひかえる中、高齢者人口がピークを迎える2040年頃には、85歳以上人口割合の増加や生産年齢人口の急減といった更なる人口構造の変化やそれに伴う社会環境の変化が見込まれています。

国においては、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を図り、制度の持続性を確保するため、従来の「社会保障を支えるのは若い世代であり、高齢者は支えられる世代である」という概念から「全世代で社会保障を支え、また社会保障は全世代で支える」という考え方のもと、人口減少・超高齢社会の課題を克服しようとしています。

一関市では、少子高齢化の進行に歯止めがかからず、全国よりも早いペースで高齢化が進んでおり、3人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えています。

特にも室根地域を含め、旧一関地域を除く7つの地域では高齢者の割合が40%を越えています。また、前期高齢者数よりも後期高齢者数の方が全ての地域で上回っている状況となっています。

一方、高齢者人口は令和3年度をピークに減少に転じたものの、生産年齢人口も同様に減少しており、介護のみならず、あらゆる分野で人材の確保が難しくなっています。

このような中、地域における社会福祉法人の果たすべき役割を意識しながら、持続可能な経営を目指して、福祉サービスの質の向上や経営基盤の強化を図るとともに、感染症対応に充分配慮しながら、地域福祉の推進に努めます。

1. 社会福祉法人室根孝養会基本理念

わたくしたちは、利用者さんの人権を擁護し、快適で安らぎのある暮らしと安全でぬくもりのある介護福祉サービスの提供を行うため、『利用者さんの笑顔と満足を求めて』をモットーとし社会福祉の向上に貢献します。

2. 社会福祉法人室根孝養会基本方針

- ・地域社会と連携し、社会参加と交流を深め温かなサービスの提供に努めます。
- ・人権を尊重し、敬愛の気持ちを持って公平なサービスの提供に努めます。
- ・ニーズに応え、信頼と思いやりを持って質の高いサービスの提供に努めます。
- ・保健・医療・福祉の各機関の連携を密にし健康で安全なサービスの提供に努めます。
- ・家族との絆を大切にし、家族と施設が一体となって心の通うサービスの提供に努めます。

3. 中長期計画重点項目

(1) 法人の事業推進

1) 人権の尊重

法人基本理念と基本方針に基づき、利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めます。

- ①利用者の尊厳を守るための職員に対する倫理教育の充実
- ②利用者への十分な説明と同意に基づく福祉サービスの提供
- ③苦情解決・相談体制の充実
- ④個人情報保護体制の充実
- ⑤身体拘束等の根絶

2) サービスの質の向上

常に利用者の立場になり、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めます。

- ①利用者やその家族の満足度や要望の把握とサービスの改善
- ②職員の教育、研修の充実
- ③業務の標準化・共有化

3) 生活・ケア環境の充実

良質で安心・安全なサービスの提供を実現するため、利用者の生活環境・ケア環境の整備に努めます。

- ①生活に潤いを感じ取れるような食事やイベント等の計画
- ②快適な生活を送るための環境整備
- ③建物や備品等の修繕と更新
- ④感染症対策の強化

⑤衛生的な環境の整備

⑥危機管理の徹底

⑦防災設備の定期点検、実効性のある防災訓練の実施

4)社会・地域との連携

利用者の生活が、サービスの中で完結することなく、家族や友人・知人・地域住民との関係が継続し、さらに促進されるよう支援します。

①地域の行事等への積極的参加

②地元自治会との連携

③ボランティアや実習生等の積極的な受け入れ

④多様な団体との連携と協力

5)地域に於ける広域的な取組の推進

誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、生活や福祉課題の解決に向けて、生活・福祉ニーズの把握は重要です。課題を抽出し、需要に即応した社会貢献的な取組に努めます。

①地域の生活・福祉課題の抽出

②新たな生活・福祉需要への対応

③無料又は低額な料金による福祉サービスの提供

④室根孝養会福祉備品等貸出要綱による取組の強化

6)行政等関係機関との連携・協力の推進

地域福祉の推進に向けて、行政や関係機関との連携・協力を図り、透明な事業運営と公正なサービスの提供を図ります。

①地域福祉計画等への参画

②地方公共団体への政策の提言

③災害支援等への協力（福祉避難所の設置、他法人との連携等）

④行政との情報の共有

⑤地域の小中学校との連携強化

⑥他法人との連携強化（社会福祉連携推進法人整備の検討等）

7)説明責任の徹底

福祉サービスの社会に与える影響の大きさを自覚し、利用者・地域とのコミュニケ

ーションを図るとともに、積極的な情報開示、情報提供に務め、説明責任を果たします。

- ①法人の業務及び財務等の情報の開示（ホームページや広報紙等）
- ②苦情・相談内容の公表
- ③情報漏洩防止の徹底

8) コンプライアンス（法令遵守）の徹底

社会福祉法人組織やその事業を実施する上で、その基本となる社会的規範やモラルを守るため、社会福祉関係法令をはじめ各種法令の遵守はもとより、法人の理念や諸規程、さらには社会的ルールやモラルを理解するための場を提供し、その重要性の普及と啓発を図ります。また、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して、組織全体を適切に統治します。

- ①ルールの明確化と周知の徹底
- ②法令遵守教育の徹底
- ③ガバナンス（組織統治）の確立
(組織統治機能・業務執行機能・内部牽制機能の強化)

9) 財務基盤の安定化

公益性の高い事業活動の推進と信頼性の高い効果的かつ効率的経営の観点から、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理、会計処理を行います。

- ①職務権限・役割の明確化
- ②正確な計算書類の作成
- ③的確な財務状況の把握と経営分析
- ④的確な収益の確保
- ⑤コスト意識の醸成
- ⑥会計監査と業務執行の管理体制の充実
(税理士による監査と財務関係に関する事務処理体制の支援)
- ⑦事業規模や事業内容の検討

(2) 役員・職員に関する基本方針

- 1) 基本理念と基本方針に基づき、めざす事業運営を図るため、理事会機能の強化を図ります。

- ①理事の業務担当化（課内会議の充実等）
- ②役員研修の充実
- ③理事の人材の発掘

2) 職員の育成と職場環境の充実、人材確保

法人の期待する職員を育成すべく、職務能力の開発や全人的な成長を目的とした人事育成に取り組めます。また、良質な福祉人材を確保するため、職員処遇の向上とより良い職場環境作りに努めます。

- ①研修機能の強化と研修機会の適正化
- ②各種資格取得のためのサポートの強化
- ③リーダー育成の強化
- ④職員の安全と健康の確保、コミュニケーションの取りやすい職場の構築
(健診と指導の強化、メンタルヘルス対策の充実、ハラスメント根絶に向けた環境の整備)
- ⑤仕事と生活の両立に配慮した職場環境の充実（子育て支援等）
- ⑥福利厚生の実施
- ⑦有給休暇の取得促進
- ⑧処遇の現状把握と分析（給与の適切な支給、適正な仕事量と内容）
- ⑨職員のスキルアップの推進
- ⑩ICTの活用とIT機器・介護機器の新たな導入（介護ロボットの導入等）
- ⑪臨時職員の正規職員への登用
- ⑫新卒者の採用強化
(福祉教育の啓蒙、地元小・中・高等学校との連携、ホームページや求職サイト、SNSを活用した取組)
- ⑬外国人の人材確保
- ⑭地域の元気高齢者の活躍の場の創出
(話し相手・介護助手等の有償ボランティアや高齢者のアルバイト等)

4. 財務計画

(1) 要員計画

職員総数の見込み (施設長と代行員を除く)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
退職	見込み [A]	8名	6名	6名	5名
	年齢による	4	2	2	1
	その他	4	4	4	4
採用	計画 [B]	4名	4名	4名	4名
増減(年度末) [B]-[A]		-4名	-2名	-2名	-1名
職員総数	97名	93名	91名	89名	88名

年齢構成 ※令和6年4月の職員が、そのまま在籍をした場合の数値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
年齢構成	65歳超	8	12	17	19
	内70歳以上	2	2	4	6
	60歳超	25	28	33	35
	60歳以下	72	69	64	62
	41～60歳	45	44	41	41
	40歳以下	27	25	23	21

定年予定

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
定年	定年年齢	61歳	62歳		63歳
	人数	2名		3名	
	正規	2		2	
	臨時			1	

(2) 改修・修繕・固定資産物品等取得計画

		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
固定資産	本館	床暖房修理	2,500,000	ボイラー更新	4,000,000	屋根塗装	8,000,000		
		エアコン	4,800,000						
		ホール・事務室	補助金： 1,150,000						
		厨房 冷蔵庫	1,700,000						
		ベッドキャスター修理	370,000	洗面台改修	3,000,000	居室ベッド サイド照明	2,000,000	食卓用テーブル更新	2,500,000
		特浴撤去	430,000	高所清掃	500,000				
		特養床材貼り付け	500,000	サッシ等清掃	700,000	本館 シューズボックス	400,000		
	新館					トイレ7変更	2,000,000		
	GH	談話室改修	1,000,000	カーテン交換(ホール)	300,000				
		オープンレンジ	200,000						
	ハイツデー	入り口扉改修	500,000	洗面台改修	1,000,000	談話室改修	300,000	トイレオストメイト	1,200,000
		スクリーン	100,000	キャビネット	300,000				
		無線機更新	1,050,000						
		非常口電気錠交換	100,000						
	その他	高圧真空遮断器交換	880,000	電話機	2,500,000			パソコン	3,500,000
								システム更新	6,000,000
	車両	ミニバン	3,500,000	ワゴン車	4,500,000	軽自動車	1,500,000		
						軽自動車	1,500,000		
		計	17,630,000		16,800,000		15,700,000		13,200,000
長期前払費用							データセンター使用料	6,000,000	
	計							6,000,000	
計		17,630,000		16,800,000		15,700,000		19,200,000	

(3) 収支計画

勘定科目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
介護保険事業収入	641,430,000	641,430,000	641,430,000	641,430,000
経常経費寄付金収入	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
受取利息配当金収入	20,000	20,000	20,000	20,000
その他の収入	1,170,000	4,700,000	1,200,000	8,200,000
計(1)	643,820,000	647,350,000	643,850,000	650,850,000
人件費	442,300,000	448,000,000	448,500,000	461,000,000
事業費	119,070,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000
事務費	59,380,000	55,000,000	64,000,000	55,000,000
利用者負担軽減額	500,000	500,000	500,000	500,000
その他の支出	770,000	770,000	770,000	770,000
計(2)	622,020,000	624,270,000	633,770,000	637,270,000
収支差額(3)=(1)-(2)	21,800,000	23,080,000	10,080,000	13,580,000
施設整備等収入	0	0	0	0
計(4)	0	0	0	0
固定資産取得支出	16,630,000	17,000,000	7,000,000	9,500,000
計(5)	16,630,000	17,000,000	7,000,000	9,500,000
収支差額(6)=(4)-(5)	-16,630,000	-17,000,000	-7,000,000	-9,500,000
その他の活動収入	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000
積立資産取崩収入	2,670,000	4,000,000	1,000,000	7,000,000
計(7)	4,230,000	5,560,000	2,560,000	8,560,000
退職給付積立資産支出	4,600,000	4,700,000	4,800,000	4,900,000
積立資産支出				
その他活動支出				7,000,000
計(8)	4,600,000	4,700,000	4,800,000	11,900,000
収支差額(9)=(7)-(8)	-370,000	860,000	-2,240,000	-3,340,000
予備費	0	0	0	0
当期資金収支差額	4,800,000	6,940,000	840,000	740,000

Ⅱ．社会福祉法人室根孝養会事業計画

1、運営方針

社会福祉法人室根孝養会中長期計画に基づき、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実・効果的かつ適正に行うため、その経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を図り、地域福祉の推進に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格の高騰に端を発する諸物価の上昇が国民生活のみならず、法人の事業活動にも大きな影響を及ぼしており、持続可能な経営が継続出来るよう事業内容の見直しも含め、次のことを主眼をおいて事業運営に取り組みます。

1. 老人福祉法や介護保険法等の関係法令を遵守することはもとより、当法人の基本理念及び基本方針を踏まえながら、物心両面でのサービス提供に取り組みます。
2. 法人運営にあたっては、中長期の展望を見据え計画的に取り組み、安定した経営を行うことで、単に法人の経営問題だけではなく地域福祉に対する負託に応えながら更なる老人福祉の伸展に寄与できるように努めます。
3. 介護保険サービスを安心して利用出来るよう、低所得者等の利用者に対しては法人の社会的役割として利用者負担の軽減を図ります。

また、地域社会に貢献する取組として「室根孝養会福祉備品等貸出要綱」に基づき、高齢者等の送迎や町内の自治会等が主催するイベントの開催を支援するため、法人の所有する備品等の貸出について、民生児童委員や自治会等と連携を図りながら、気軽に活用できるような環境づくりに取り組みます。

4. 人口減少や高齢化が進み、人材確保が非常に困難な状況になりつつある中で、働き方改革や職員の処遇改善に努め、働きやすい魅力的な職場づくりに努めます。
5. 災害や感染症が発生した場合であっても必要なサービスを継続して提供できるように、厚生労働省が示すガイドラインに基づき、業務継続計画（BCP）を策定し、利用者が安心してサービスを受けられる体制の構築を図ります。

2、庶務管理部門

利用者の人権を擁護し、快適な施設生活を送ることができるよう援助すると共に、職員の資質の向上とより専門的な技術の習得に努め、利用者のニーズに応えるべくサービスの充実と環境整備を図り、関係機関との円滑な連携を保ちながら、高齢者福祉の充実に努めます。

また、介護費用が抑制される中で、業務の円滑な推進を図るためのあらゆる方策を検討し、省力化を心掛けながらサービスの充実を目指します。

1. 適切な業務の執行

- (1) 事業計画及び予算の適切な執行に努め、運営の円滑化を図ります。
- (2) 文書、諸帳簿等の整備や適正な保管に努めます。
- (3) 建物、設備等の保守点検と修理改善に努め、明るい生活環境の維持、向上を図ります。
- (4) 利用者の預り金は、適正管理に基づいた処理を行います。
- (5) 消防計画に基づき、防災設備の定期点検と維持管理を行い、避難訓練の充実に図ります。

2. 職員の資質の向上

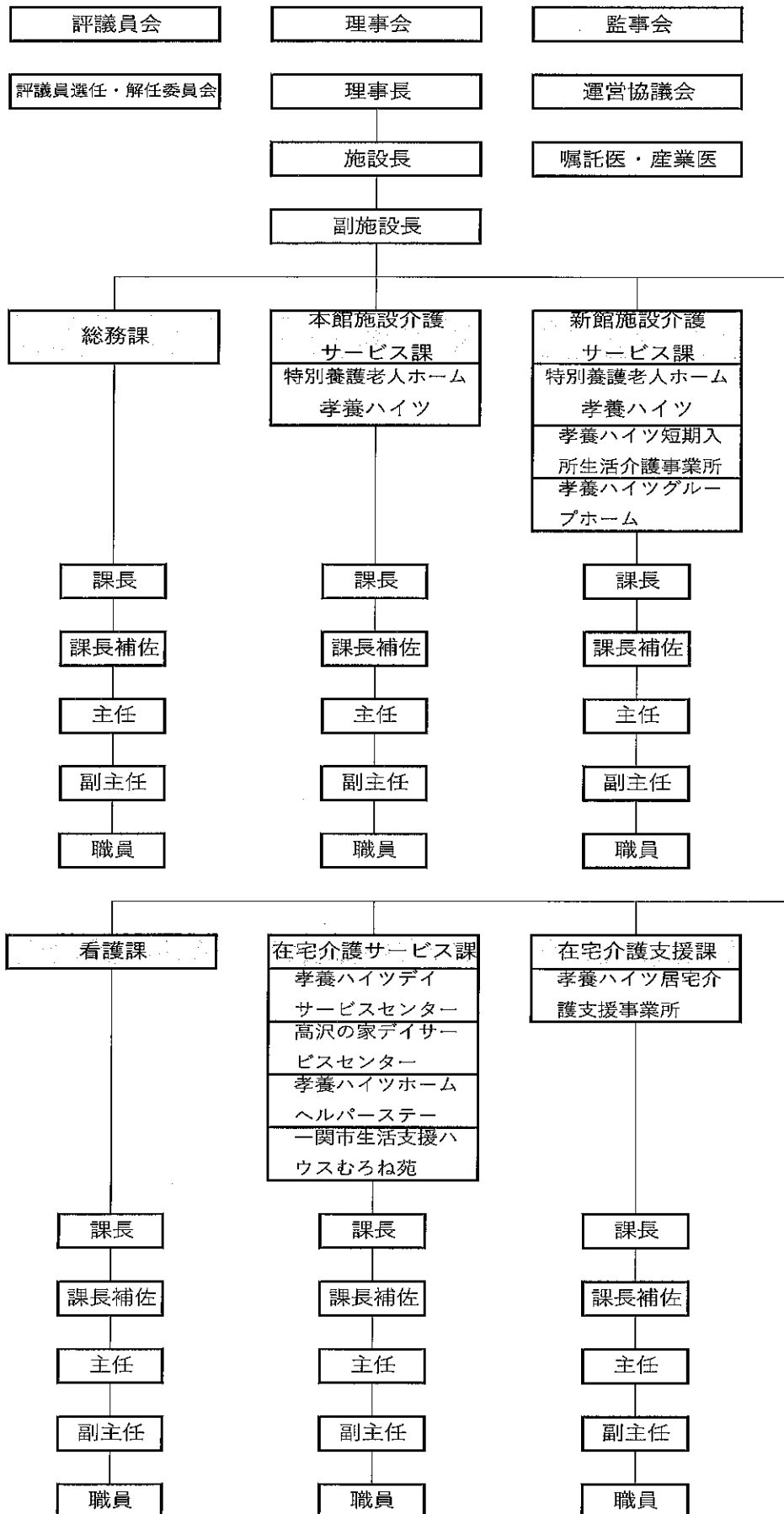
- (1) 福祉施策及び関連情報を的確に把握し、職員への周知に努めます。
- (2) 各種研修会に積極的に参加し、専門職としての資質の向上を図ります。
- (3) 各種資格取得のための参考図書の紹介や各種研修・受験に要する費用の援助等の充実と推進を図ります。
- (4) 職員の福利厚生に係る制度や各種事業を積極的に活用します。

3. 地域福祉の拠点施設として

- (1) 関係団体との連携を密にし、地域福祉の増進に協力します。
- (2) 施設機能を地域社会に解放し、在宅福祉の一助となるよう努めます。
(世代間交流・視察研修の受入・広報の発行・高沢の家を中心とした地域交流等)
- (3) ホームページや広報等により、施設の啓発活動を図り、施設への理解を深めます。

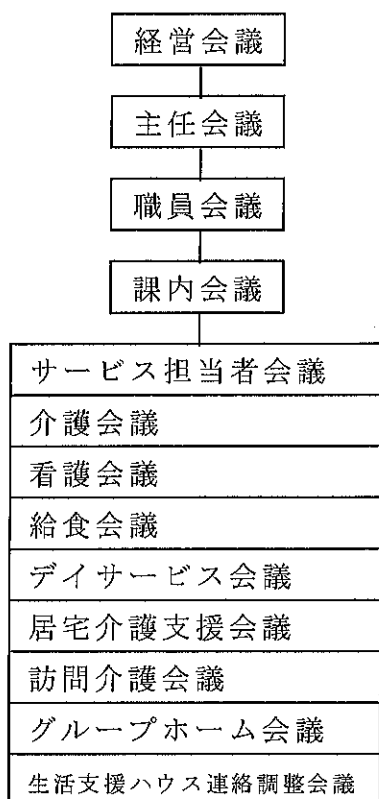
3、運営組織

室根孝養会運営組織図



4、会議・委員会

1. 会議



2. 委員会

(1) 外部の委員が出席する委員会

入所検討委員会
苦情解決検討委員会

(2) 内部委員会

虐待防止検討委員会
身体拘束ゼロ検討委員会
感染症等対策委員会
介護事故防止対策委員会
QOL検討委員会
給食委員会
医療的ケア・看取り検討委員会
労働衛生委員会
広報発行委員会

1. 会議

(1) 経営会議 [理事長・施設長・課長・課長補佐]

中長期計画の検討や各事業の経営の分析、事業内容の把握検討、人事労務管理等、健全な事業運営のための会議。

(2) 主任会議 [施設長・主任以上]

各部署の主任以上で構成し、運営・ケアに関する諸問題の検討及び協議、各職種・部署の連絡調整を図ります。

(3) 職員会議 [全職員]

同一目標を達成するための意見交換・討議・検討の機関とし、職務内容の相互理解と全職員の共通認識のもと、より円滑な施設運営を図ることが出来るよう開催します。

(4) 課内会議 [法人各課担当理事・所管の課長及び職員]

課内の業務の所管に関する事項を審議し、課内の情報の共有を図るための会議。特に、次年度計画と予算の策定や決算期における分析等について、担当理事と共に協議検討します。

(4) 各種会議

- ① サービス担当者会議〈特養ケアカンファレンス〉〔介護支援専門員、施設長、担当介護士、生活相談員、看護師、機能訓練指導員、栄養士等〕
課題分析に基づき、個々の入居者の状態やニーズを把握し、施設サービス計画を作成、モニタリングし、再評価します。
- ② 介護会議〔介護士、介護補助員等〕
- ③ 看護会議〔看護師等〕
- ④ 給食会議〔栄養士、給食業務外部委託先栄養士等〕
- ⑤ デイサービス会議〔デイサービスセンター職員等〕
- ⑥ 居宅介護支援会議〔居宅介護支援事業所職員等〕
- ⑦ 訪問介護会議〔訪問介護事業所職員等〕
- ⑧ グループホーム会議〔グループホーム職員等〕
- ⑨ 生活支援ハウス連絡調整会議〔生活支援ハウス職員、行政担当課職員等〕

2. 委員会

(1) 外部の委員が出席する委員会

- ① 入所検討委員会〔入所検討委員(地域の福祉関係者、施設長、施設職員等)〕

入所申請書の受理と申請者及び家族の状態把握を行うと共に、要介護者の入所の可否を検討し、待機順位や次期入所者を決定します。

- ② 苦情解決検討委員会〔第三者委員、理事長、施設長、施設職員等〕

相談苦情内容の確認、対応方法及び改善対策を検討し、相談苦情の解決を図ります。

(2) 内部委員会

法人の基本理念に基づき、安定した運営と利用者へのサービスの向上・生活の質の改善を図り、個々のニーズに即した、より具現的な援助をするための研究・協議機関として位置づけます。

研究・協議内容の実践に当たっては、組織間での連携を図りながら進めていきます。

(各委員会に委員長を置き、委員長の指示のもと各委員会にて研究・協議します)

- ① 虐待防止検討委員会

孝養会の指針に則り、高齢者虐待と身体拘束を防止し、不適切な対応の早期発見と早期対応を行えるよう対策を検討し、すべての職員に周知させます。

〈虐待防止のための計画策定、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討、研修会の開催等）

②身体拘束ゼロ検討委員会

身体拘束廃止に向け、身体拘束がもたらす弊害を認識し、利用者の人権を尊重したケア方法への改善と環境整備を協議・検討します。〈代替ケア等の検討等）

③感染症等対策委員会

利用者が安心して快適に生活を送れるよう協議・検討します。

〈感染予防及び食中毒防止対策の検討。感染症予防等マニュアルの見直し等）

④介護事故防止対策委員会

ヒヤリハットや事故報告書等により集められた情報を基に、事故要因を分析し、要因の検証と改善策を立案し、改善策の実践と結果の評価を行い、今後の事故防止対策を協議・検討します。〈ヒヤリはっと分析、福祉機器の保守・点検等）

⑤QOL（生活の質）検討委員会

利用者の自立とQOLの向上を図り、利用者が明るく楽しく意欲的で満足した生活を送れるよう、生活全般にわたり研究し、改善を図ります。〈利用者の意向調査、日常生活についての検討、食事・排泄・入浴・移乗等介助の検討、美化・衛生管理等）

⑥給食委員会

個々の嗜好や心身の状態に応じた食事を提供し、楽しい食事が出来るよう協議・検討します。〈利用者の食生活状況の把握や調理方法等の検討。施設での食事選択食、鍋料理、居酒屋喫茶等の実施に向けた検討。食器や自助具等の検討。食事形態や代替食等の一覧表の作成等）

⑦医療的ケア・看取り検討委員会

看護職員と介護職員が、連携・協働し医療的ケアの実施に当たり、安全に医療的ケアを行うために体制や教育・指導方法の検討や医療的ケアのマニュアルを作成し、随時確認、見直し等を行います。また、当施設のターミナルケアの理念である「最期までその人らしく暮らし、人として尊厳ある生活と死を支えます。」を実現するため、ご利用者やご家族の意向を確認しながら、看取りに必要な環境整備や職員研修等について協議・検討します。

⑧労働衛生委員会〔産業医、施設長・衛生管理者他職員〕

職員の健康の保持増進のため、健康障害や労働災害を防止するための基本となるべき対策等を調査審議し、職員が関心を持ち意見を述べられるよう月1回委員会を開催します。

⑨広報発行委員会〔総務、各課担当者〕

施設広報の具体的な掲載事項及び紙面構成について、協議・検討します。

5、研修計画

当法人は、「質が高く安心安全なサービス」の提供と、利用者や家族並びに地域のニーズに即したサービスを提供しなければなりません。

その為には、職員の技術力の向上と理念や知識の獲得等の研鑽が必要です。

次のことに重点を置いて職員の資質の向上を図るべく計画します。

1. 施設内研修

外部講師等も招きながら職員が興味を持ち意欲的に参加できる体制を整えます。

各部署間での研修を充実すると共に、全職員への周知と連絡の徹底を図ります。

2. 施設外研修

各種団体等の主催する研修会へ計画的に積極的に参加できる体制を整えます。

3. その他の研修

他施設への研修や各資格取得に係る研修への参加等、必要に応じて実施します。

[研修会・委員会実施計画]

	外部研修	内部研修・委員会
4月	認知症基礎研修 福祉従事者等専門研修回	感染症対策委員会・研修会・訓練 虐待防止検討委員会・研修会
5月	社会福祉施設実習指導者養成講座 リハビリテーション講習会	身体拘束ゼロ検討委員会・研修会
6月	県高齢者福祉研究協議会 介護支援専門員研修	口腔ケア研修会 防災訓練(BCP研修・訓練)
7月	社会福祉従事者専門研修会 両磐ブロック協議会施設長研修	感染症対策委員会 介護事故防止対策委員会・研修会
8月	住宅改修研修 県高齢者福祉協議会主催施設長研修	看取りに関する研修会 防災訓練(研修含む)
9月	法人役職員研修 東北ブロック老人福祉施設研究会 社会福祉施設給食担当職員研修	防災訓練(研修含む) 身体拘束ゼロ検討委員会・研修会
10月	認知症介護実践者研修 高齢者権利擁護研修	感染症対策委員会・研修会・訓練
11月	要介護認定調査員研修 両磐ブロック老人福祉施設研修会	虐待防止研修会 身体拘束ゼロ研修会
12月	介護支援専門員研修 介護支援専門員情報交換会	口腔ケア研修会
1月	救急救命法講習会 訪問介護員研修(実習)	感染症対策委員会 身体拘束ゼロ検討委員会・研修会
2月	福祉サービス苦情セミナー 社会福祉法人の経営実務研修会	介護事故防止対策委員会・研修会
3月	老人ホーム事務担当者研修	孝養ハイツ全体職員研修

6、防災管理計画

施設における消防・防災訓練は欠くことのできないものです。

訓練は反復して行うことにより体得され、その成果は非常時に置いて発揮されなければなりません。併せてその時点に於ける自然状況等によって、臨機応変の対応が取れるよう訓練を行い、有事に備えます。

また、救急時の対応やその他想定できるあらゆる非常時について対策を検討し、職員へ周知徹底を図ります。

1. 重点目標

- (1)各種講習会への参加と訓練の積極的開催
- (2)地域住民の協力体制の確立（特に孝養あいあい会との連携）
- (3)危険箇所のチェックと不足設備・備品等の設置
- (4)緊急連絡網の再点検と周知徹底
- (5)あらゆる災害、あらゆる場面を想定した対処法の検討
- (6)救急救命講習会の開催

2. 各種点検・訓練の実施

- (1)消防計画・消防訓練計画の立案と実施
- (2)消防設備の定期点検の実施
- (3)危険箇所の確認等による災害の未然防止の推進

7、相談・苦情対応計画

室根孝養会福祉サービスに係る苦情解決事業実施要項に基き、利用者の保護の視点に立ち、より良いサービス提供のために利用者が気軽に安心して相談苦情が言える環境作りに努め、多種多様な相談・苦情に対して迅速かつ適切に対応するため以下の通り取り組みます。

1. 相談室の設置

利用者の意思や人格を尊重すると共に、相談室を設け利用者のプライバシーの保護に十分配慮し、利用者の立場に立った相談苦情の解決に努めます。

2. 専門職員の配置

利用者から多種多様な相談苦情に対して、専門的な立場から適切な助言や苦情の解

決が図られるよう専門職員(苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員)を配置します。

3. 関係機関との連携

迅速かつ適切に対応するため、関係機関との役割分担と緊密な連絡を図るためにネットワーク形成に努めます。

4. 苦情解決検討委員会の開催

苦情解決検討委員会を開催し、相談苦情内容の確認と対応方法や改善対策を検討し、相談苦情の解決を図ります。

Ⅲ. 特別養護老人ホーム孝養ハイツ事業計画

サービスの基本

- ・笑顔
- ・気づき
- ・思いやり
- ・目くばり
- ・心くばり

1. 運営指針

入所者（以下「入居者」という）に住み慣れた地域で生き生きとして満足した生活をして頂くため、職員は、入居者個々の身体状況に合わせた基本的な介護を身につけ、個々の生活パターンに合わせた自立支援介護を実践するとともに、思いやりを持って入居者に接して個々の思いに気づき、導き出して家族と協力してその思いを叶え幸せを感じられるよう努めます。又、各委員会活動を効果的に展開して入居者の生活の質の向上を図ります。

ケアの質を高め、心身両面から安心安全に過ごせるよう「生活の場」作りを目指し、施設内で計画的に勉強会を開催するとともに外部研修会に積極的に参加し、職員の資質の向上に取り組みます。

1. 住み慣れた家、なじみのある地域社会での生活を目指して自立支援を行います。

- (1) 本人の希望と家族や地域社会とのつながりを持ったケアプランの作成と実践
- (2) 家族との連携強化

2. 個別ケアの充実のため、ユニットケア的な施設独自のケア体制を再構築し、入居者サイドにたったサービスを提供します。

- (1) 入居者の権利を守るケア
- (2) 入居者1人ひとりの思いを受け入れるケア
- (3) 入居者1人ひとりをよく見つめるケア
- (4) 入居者1人ひとりと向き合い寄り添うケア
- (5) 幸せにつながる、幸せを感じるケア

3. 権利擁護推進に取り組みます。

4. 身体拘束廃止と虐待の防止を図ります。

5. 地域福祉の充実に努めます。

(1)地域との交流の活性化と施設機能の地域開放

(2)災害時や緊急時の地域との相互協力体制の確保

6. 自己評価やサービス評価事業などを活用し、職員の資質の向上を図ります。

7. 施設内の衛生管理を徹底し、関係機関と連携を図りながら感染防止に取り組みます。

2、サービス計画

1. 相談援助・介護支援サービス計画

(1)目標

その人らしい生活となるよう支援します。

(2)内容

①いつでも相談できる態勢を作り、じっくり傾聴すると共に話し合いを行います。

②入居者と入居者家族の意向確認をします。

③多職種による検討を行い、計画等を立案します。

④入居者の的確な課題分析と評価（再評価）を行います。

⑤施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

2. 介護計画

(1)介護目標

家庭的な生活となるよう支援します。

(2)介護内容

①個別ケア

ケアプランにより入居者と家族の希望に沿ったケアを提供します。

入居者の生活リズムに合わせ、ゆとりある満足した生活が送れるよう、個々の性格等を把握し全職員が共通認識を持ち、安全で安心できるより良い個別ケアを提供します。

②ユニットケア的な施設独自のケアの実践

入居者を見つめ、話を聞く、そばに寄り添う時間を多く持ち、入居者の思いに気づき、又は導き出し、それをひとつずつ叶え、利用者の笑顔が見られるよう支援します。

また、入居者の身だしなみには気配りと心配りに努めます。

目標（テーマ）を掲げて、その目標達成に向けて共通認識を持ち実践します。

目標（テーマ）を掲げて、その目標達成に向けて共通認識を持ち実践します。

③家族とのつながり

家族と施設が共に入居者を支援する意識をもってケアにあたります。

面会を働き掛け、面会時には施設生活の様子を詳しく報告します。

オンライン面会の他、感染防止に留意した面会を行います。

家族の協力を頂いて可能な限り自宅外出等への支援と外出時には一緒に出掛けられるよう働き掛けます。

④生活リハビリと口腔ケア

入居者の体調を十分に把握して、出来る限りベッドから離れた生活を支援します。

生活のあらゆる場面をリハビリテーション（自分らしく生きること）と考えて、楽しく生活を送る中でのリハビリテーションを心掛けます。

食事が美味しく食べられるよう食前に口腔体操を行い、食後に口腔ケアを行って口腔内の清潔に努め、感染症等の防止を図ります。

⑤ターミナルケア（看取り）

人生の最期を利用者が住み慣れたところで家族に見守られながら迎えられるよう支援します。

⑥地域とのつながり

地域の開催行事や伝統行事には、積極的に参加して地域の方々との交流を深めるとともに、世代間交流を働き掛けます。

⑦相談援助・苦情受付

相談にはじっくり耳を傾け、早急に対応します。

苦情は真摯に受け止め、誠意を持って対応し、サービスの改善に努めます。

⑧権利擁護推進に向けての取り組み

身体拘束を行わないよう工夫したケアを提供し、身体拘束廃止に取り組みます。

生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合の拘束については、改善計画を綿密に立てて短期間で評価を繰り返し、身体拘束を行わないよう積極的に取り組みます。

また、高齢者虐待防止とともに早期発見と・早期対応に努めます。

言葉掛けには細心の注意を払いながら、ケアにあたります。

介護職が行う医療行為に対して、法令などに基づいて手順を進め、看護師の指導の下、安全性を確保して知識と技術を習得し必要に応じ対応します。

(3)介護計画

①一日の主な介護業務

時 間	入居者の生活	介護内容
1 : 1 5 ～ 1 : 4 5		巡回 排泄介助・トイレ誘導 洗面・着脱・排泄介助
7 : 3 0	朝食	起床介助・水分補給 配膳・食事介助
8 : 1 5		臥床・排泄介助
8 : 3 0		引き継ぎ
	入浴	排泄介助・トイレ誘導 水分補給・リネン交換 入浴介助・衛生
1 2 : 0 0	昼食	離床介助・排泄介助 配膳・食事介助
	診察 (木曜日)	口腔ケア・臥床介助
	入浴	排泄介助・トイレ誘導 入浴介助・衛生 水分補給
1 6 : 4 0		排泄介助・トイレ誘導
1 8 : 0 0	夕食	引き継ぎ 配膳・食事介助
		口腔ケア・臥床介助
2 1 : 0 0	消灯	排泄介助
2 2 : 0 0		巡回 オムツ交換

* トイレ誘導、オムツ交換…随時

②年間行事計画

月	全体行事	ユニット行事	定例行事
4月		お花見外出	居酒屋喫茶
5月		つつじ見学	居酒屋喫茶
6月	家族交流会		居酒屋喫茶
7月	むろね夏祭り参加	七夕会	居酒屋喫茶
8月	ハイツ夏祭り		居酒屋喫茶
9月	敬老会 偲ぶ会		居酒屋喫茶
10月		紅葉見学	居酒屋喫茶
11月	むろね産業文化祭見学		居酒屋喫茶
12月	ライオンズクラブ様交流会 クリスマス忘年会 もちつき[あいあい会様]		居酒屋喫茶
1月	ご年始会	まゆ玉ならし	居酒屋喫茶
2月		節分(恵方巻き)	居酒屋喫茶
3月		ひな祭り	居酒屋喫茶

3. 看護計画

(1)看護目標

健康で安心した生活を支援します。

(2)看護内容

①個別の健康状態の把握

入居者のバイタルサインのチェックと常時入居者の健康状態を把握して、健康管理に努めます。

入居者の入浴の可否や食事形態等の検討をします。

医師や家族へ、入居者個々の疾病の病状と処置や対応について報告と相談をします。

定期健康診断及び各種検査を実施します。

②疾病の早期発見と治療

医師や協力病院と連携を密にして、疾病の早期発見と早期治療に努めます。

③疾病予防と健康増進

身体を動かすことを基本として、日光浴、外気浴、体操、各種活動、行事参加等、離床を働きかけ、風邪、湿疹、褥瘡、骨折等の予防に努めます。

④感染予防

感染症等予防マニュアルに基づいて、インフルエンザ・コロナウイルス・感染性胃腸炎等の各種感染症の予防と対応に努めます。

⑤ターミナルケア（看取り）

看取り状態の入居者への適切な対応を行い、家族と密接に連携を図り、家族の同意を得た場合は、嘱託医と連携し、住み慣れたところで最期を迎えられるようターミナルケアを行います。

⑥事故防止

与薬時や医療的処置時の事故防止に努め、不測の事故における適切な対応を行うと共に、急変時や緊急時に備えます。

⑦介護職が行う医療行為の指導等

介護職が行う医療行為について、適確に行うよう指導するとともに、情報の提

供と介護職が医療行為を行うために必要な諸書類の整備と記録に努めます。

(3) 健康管理計画

項目	内容
健康診断等	インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の予防接種（入居者・職員） 入居者 健康診断・結核検診（年1回）・ 採血（年2回）・心電図（年1回）・歯科検診（随時） 職員 健康診断（夜勤従事者：年2回、その他の職員：年1回実施）・ 労働衛生委員会の開催
日常健康管理	嘱託医との連携 回診…週1回実施 バイタルサインチェック（血圧測定・検温・脈拍・酸素値等） 口腔管理・口腔ケアの実施と指導（口腔リハビリ等、歯科診療所と連携し実施） 胸部 X-P・尿検査・血液検査・腸内細菌検査等… Dr 指示にて随時実施 一般状態の観察（顔色・意識状態・食事・排泄等） 体重測定…月1回実施
他の管理	看護会議の開催、記録整理（看護日誌・個人記録・バイタル等） 薬の管理と定期薬分包、備品管理・清掃 病院受診付き添い（室根診療所、県立千厩病院、気仙沼市立病院等） 各部署との連絡調整（衣類の調節、入浴の可否の検討、行事等参加の 検討、食事量・質の検討、室温・湿度のチェック、個々の病状の病状 報告とその指導等） サービス担当者会議への参加等

4. 機能訓練計画

(1) 目標

生活のあらゆる場面をリハビリテーション（自分らしく生きること）と考えて、
楽しく生活を送る中でのリハビリテーションを心掛けます。

生活意欲が高まるよう支援します。

(2) 内容

- ①生活リハビリを基本として、介護士・看護師等と連携して取り組みます。
- ②入居者と入居者家族の意向確認をします。
- ③多職種による個別機能訓練計画を作成し、実践します。
- ④入居者の的確なアセスメントと評価を行います。
- ⑤口腔体操や口腔ケアを実施し、嚥下機能の維持と改善を図ります。

5. 給食計画

(1) 給食目標

楽しく食事を摂る事で、元気で明るい生活を支援します。

(2) 給食内容

① 栄養ケア計画の作成

入居者個々の嗜好や食習慣を踏まえて、個々の栄養ケア計画を作成し、栄養バランスのとれた食事（食事形態・代替食等）を提供します。

② 食生活の充実

明るく楽しい食事ができるよう、温かい物は温かく、冷たい物は冷たく適温で提供し、配膳方法や食器等について吟味します。また、目で見ても楽しめるような彩りある食事や器の選択・盛り付けに気を配ります。

③ 療養食の提供

医師の指示のもと、個々の嗜好にも配慮しながら、状態に応じた療養食を提供し、健康管理の充実に努めます。

④ 希望食の提供

入居者の誕生日当日には、選択メニューから食べたいデザートを提供し、誕生月の第2木曜日にその月の誕生者全員のお祝いをします。

⑤ 郷土料理と季節に応じた食事の提供

郷土料理や季節の行事食等、四季折々の旬な食材を取り入れた食事を提供します。

(3) 給食計画

計 画	内 容				
献 立	<p>①個人別栄養所要量（献立作成上基準となる1日の栄養量）</p> <table border="1"><tr><td>熱量 1, 400 Kcal、蛋白質 55 g、脂質 38 g</td></tr><tr><td>カルシウム 630 mg、鉄 7 mg、ビタミンA 680 mg</td></tr><tr><td>ビタミンB1 0.97 mg、ビタミンB2 1.07 mg</td></tr><tr><td>ビタミンC 100 mg、塩分 7 g未満</td></tr></table> <p>②旬の食材を取り入れます。 季節の行事食…端午の節句・土用の丑・冬至・お正月・七草がゆ・ひな祭り等 春…菜の花・たけのこ・アスパラ・たらの芽・ふきのとう・ぜんまい・わらび・ふき・いちご等 夏…なす・かぼちゃ・夕顔・うなぎ・すいか・桃・なし・メロン・オクラ等 秋…きのこ・里芋・栗・ブロッコリー・ぶどう・柿・りんご等 冬…イクラ・たら・チンゲンサイ・みかん等</p> <p>③慢性的な便秘の解消（ヨーグルト・食物繊維食等の利用）に努めます。 ④骨粗鬆症の予防（牛乳・煮干粉等の利用）に努めます。 ⑤合同誕生日食（毎月第2木曜日）</p>	熱量 1, 400 Kcal、蛋白質 55 g、脂質 38 g	カルシウム 630 mg、鉄 7 mg、ビタミンA 680 mg	ビタミンB1 0.97 mg、ビタミンB2 1.07 mg	ビタミンC 100 mg、塩分 7 g未満
熱量 1, 400 Kcal、蛋白質 55 g、脂質 38 g					
カルシウム 630 mg、鉄 7 mg、ビタミンA 680 mg					
ビタミンB1 0.97 mg、ビタミンB2 1.07 mg					
ビタミンC 100 mg、塩分 7 g未満					

3、新型コロナウイルス等感染症対策について

厚生労働省からの通知に沿って対応し、所轄庁や保健所と連携して感染防止に努めます。

密閉・密集・密接をできるだけ避ける工夫と換気や手指消毒・マスクの着用等を励行します。

地域の感染状況等を踏まえて、ご家族等との面会方法や諸行事の開催方法等を検討します。

IV. 孝養ハイツ短期入所生活介護事業所事業計画

サービスの基本

希 努 愛 楽

希…今日の笑いや笑顔を明日の福となる元気に繋がります

努…我が家のようなぬくもりのある生活になるよう努めます

愛…博愛の精神のもと、利用者や家族の立場に立って考え、それぞれの心と
身体のよりどころになるようにします

楽…心おどる朝日の様な明るさで、また来たい…と思えるいこいの場にします

1. 運営指針

1. 住み慣れたところで日常生活を送れるよう支援します。

(1)利用者や家族の希望を伺いながら、地域とのつながりを考えて短期入所生活介護計画を作成し、サービスを提供します。

(2)今できる事の継続とできる事を増やせるように生活意欲の向上を図り、安心で安全な在宅生活が継続できるよう支援します。

2. 利用者本位のサービスを提供します。

(1)利用者の権利を守るケア

(2)利用者1人ひとりの思いを受け入れるケア

(3)利用者1人ひとりをよく見つめるケア

(4)利用者1人ひとりと向き合い寄り添うケア

(5)幸せにつながる、幸せを感じるケア

3. 権利擁護推進に取り組みます。

4. 身体拘束廃止と虐待の防止を図ります。

5. 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所との連携を図り、在宅での生活支援の充実を図ります。

2. サービス計画

特別養護老人ホームと連携し、同様の体制で短期入所生活介護計画に則して各種サービスを提供します。

3、新型コロナウイルス等感染症対策について

厚生労働省からの通知に沿って対応し、所轄庁や保健所と連携して感染防止に努めます。

密閉・密集・密接をできるだけ避ける工夫と換気や手指消毒・マスクの着用等を励行します。

地域の感染状況等を踏まえて、ご家族等との面会方法や諸行事の開催方法等を検討します。

V. 孝養ハイツグループホーム事業計画

<p>サービスの基本 入居者の生活スタイルに合わせた チームケアの実践</p>

1. 運営指針

認知症によって自立した生活が困難となった入居者に対して、家庭的な環境のもとで個々の生活リズム、友人や地域との交流、趣味などの生き甲斐活動などを入居者個々が有する能力に応じて行えるよう促すことにより、安心と尊厳のある生活を自立して営むことができるよう支援します。

1. 入居者の個性を尊重し、個人の生活歴や生活スタイルを重視した柔軟な対応と安心できる環境のなかで継続した生活ができるよう支援します。

2. 個別の介護計画を作成し、サービスを提供します。

できることに目を向け、役割や生き甲斐等、自立や自信につなげられるよう支援します。

3. 家族との絆を大切にし、相互の情報の共有化に努めます。

日頃の様子など、常に家族と連携を図り、見える介護を目指します。

個々の生活状況等は、定期的にお便りにてお知らせするように努めます。

オンライン面会の他、感染予防に着眼した面会を行います。

4. 権利擁護推進に取り組みます。

5. 身体拘束廃止と虐待の防止を図ります。

6. 認知症の理解や医療に関する知識習得に努め、適切な介護技術をもってサービスを提供します。

7. 提供したサービスの質について、常に管理及び評価を行います。

8. 施設内の衛生管理を徹底し、関係機関と連携を図りながら感染予防に努めます。

2. 運営内容

1. 入浴サービス

安全に配慮し、安心できる入浴を実施します。

2. 食事サービス

入居者と職員が共同で、嗜好に考慮した食事を調理し提供するとともに、豊富な献立で楽しみのある食事を提供します。

郷土料理や四季折々の食材を取り入れた季節感のある食事を提供します。

3. 生活相談

入居者や家族からの生活相談、要望に対して、報告と連絡を密に取りながら的確に対応します。

4. 外出支援

季節に合わせたドライブや、個々の要望に沿った外出の支援をします。

5. 行事参加

家族を交えた交流行事を実施します。

本体施設及び近隣施設の行事や地域の行事等に参加するとともに、余暇活動の充実に努めます。

6. 健康管理

医療連携体制のもと、かかりつけの医師・法人看護職員との連携を密にし、日中・夜間の緊急時の対応を含め、日常的に健康状態の観察を行い、疾病等の早期発見、早期対応に努めます。

感染予防マニュアルに基づいて感染予防に努めるとともに定期的に自主点検を行います。

7. 緊急時および防災関係

防火安全対策として定期的な防災点検の実施と避難訓練及び消火、通報体制などの訓練を行い、入居者の安全を確保できるようにします。

3. 利用対象者

認知症を有し、要介護認定による要支援2以上に該当する方で、一関地域等に居住の方。

4. 定員 18名（9床休止）

5、居室数 18室（全室個室）

6、運営推進会議

入居者が求める充実した生活と事業所の健全な運営を実現するため、入居者や家族、地域住民、関係機関などからの要望、助言等を聞く機会として設置要項に基づき設置。

2ヶ月に1回開催します。

7、地域密着型サービス外部評価

サービス評価を行うことにより、一連の評価作業の過程の中で現状の再確認を行い、評価結果を基に具体的な改善や情報公開に活かし、良質なサービスの水準の確保と更なるサービスの向上を目的として、2年に1回外部の評価団体に依頼し実施します。

8、年間行事

月	行 事	会 議
4月		運営推進会議
5月	春の外出行事	
6月		運営推進会議
7月		
8月	ハイツ夏祭り 室根夏祭り参加	運営推進会議
9月	敬老会	
10月	家族を含めた行事	運営推進会議
11月		
12月	クリスマス忘年会 餅つき	運営推進会議
1月	御年始会 まゆだまならし	
2月	節分まめまき	運営推進会議
3月	ひな祭り	

9、新型コロナウイルス等感染症対策について

厚生労働省からの通知に沿って対応し、所轄庁や保健所と連携して感染防止に努めます。

密閉・密集・密接をできるだけ避ける工夫と換気や手指消毒・マスクの着用等を励行します。

地域の感染状況等を踏まえて、ご家族等との面会方法や諸行事の開催方法等を検討します。

VI. 孝養ハイツデイサービスセンター事業計画

サービスの基本

一人一人の気持ちに寄り添う

集う楽しみをつくる

生活につながるサービスの提供

1、運営指針

1. 利用者のニーズを聞きながら またニーズに添うようサービスを提供いたします。
2. 利用者の権利擁護推進に取り組みます。
3. 利用者の虐待の防止を図ります。
4. 関係機関と連携を図りながら地域で必要とされる事業所・地域拠点を目指します。
5. 「介護予防・日常生活支援総合事業」の提供で在宅生活を支援します。
6. 中重度者や認知症高齢者への対応を重視しサービスの質の向上を図ります。
7. ADL の回復や社会活動への参加を目指した生活機能向上訓練を重点的に行います。
8. 交通ルールの遵守と交通マナーの実践により安全な運転業務に当たります。

2、サービス計画

1. 本人の思いを大事にして、個別サービス計画を作成しサービス提供に当たります。
2. 地域との関わりや地域包括支援センターなど関係機関とのつながりを密にします。
3. リハビリやレクリエーション・アクティビティを充実し、心身共に元気になるよう支援します。
4. 高齢者の抱える疾患を理解し、個々の状態を把握しながら日常生活を援助します。
5. 認知症を有する方には、落ち着ける雰囲気作りを心掛け、ご家族との連携を大切にしながら家族の負担の軽減を図ります。
6. 相談や苦情について耳を傾け、誠意を持ち迅速に対応します。

3、サービス内容

1. 事業分類 通所介護、日常生活支援総合事業 : 通常規模
2. サービス提供時間 10時から15時30分(5時間以上6時間未満)

3. サービス内容

(1)送迎

リフト付ワゴン車等で自宅までの送迎を行います。

(2)健康チェック

看護職員により検温や血圧測定問診等を行い、健康状態の観察をします。

(3)入浴

広々とした大浴場で、室根山を眺望しながら温泉気分で入浴できます。

(4)生活相談、苦情受け付け

利用者の声に耳を傾けながら、苦情受付担当等が相談苦情に応じます。

(5)食事

季節感を感じる、昔ながらの郷土料理・行事食を楽しんで頂きます。

(6)養護

落ち着きのある、広い畳座敷やベッドでゆっくり養護ができます。

(7)機能訓練・日常動作訓練

機能訓練指導員により、心身機能の維持向上や生活機能の低下の予防を図ります。

(8)介護方法・介護用品の紹介

状態や状況に応じた、介護の方法や介護用品の紹介をいたします。

(9)レクリエーション・アクティビティ

趣味娯楽創作等の活動・行事や外出など心身の活性化を図ります。

(10)介護予防、生活支援

状態の維持や向上のため、介護予防メニューを実践し、生活を支援します。

(11)口腔ケア

口腔体操や食後の歯磨き等による清潔保持のための援助をします。

(12)栄養改善

食事に関することや、栄養についての助言や指導を行います。

(13)サービス提供時間外利用（時間延長利用）や体験利用、見学

希望により、早朝や夕方のサービス提供時間外の利用、体験利用または施設見学についても対応します。

4、開設日

365日開設（年中無休）

5、日程

*時間延長（早朝～夕方）、体験利用・見学も対応します。

サービス提供内容等	提供時間等
早朝利用（提供時間外）	7：30～
職員ミーティング・利用者お迎え	8：30～
挨拶・健康チェック・入浴準備	10：00～
入浴・整容・懇談・ウォーターベッドタイム・ リハビリテーション/機能訓練	10：30～
口腔嚥下体操・体重測定（月1回）	12：10～
昼食・食事介助・服薬介助・口腔ケア介助・ 養護・休息・排泄介助	12：15～
リハビリテーション/機能訓練	14：00～
各種活動・行事など	
おやつ、お帰りの準備、お帰りの歌、連絡、挨拶	15：00～
利用者お送り	15：30～
時間延長利用（提供時間外）	～18：30

6、利用定員

1日 30名（総合事業対象者含む）

7、年間活動計画表

月	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	その他
4月	レク活動	リハ体操	レク活動	お花見	お花見	
5月	ゲーム	創作活動	趣味活動	ゲーム	ドライブ (つつじ)	
6月	ドライブ (つつじ)	ゲーム	園芸活動	趣味活動	七夕創作	(矢越山植樹祭見学) (第1日曜日)
7月	納涼まつり	ゲーム	園芸活動	娯楽活動	外出行事	
8月	外出行事	創作活動	園芸活動	ゲーム	園芸活動	ハイツ夏祭り

9月	花壇見学	敬老会	ゲーム	創作活動 (共同作品)	創作活動	花いっぱいコンク ール地域審査
10月	創作活動	趣味活動	創作活動 (共同作品)	創作活動 (共同作品)	紅葉狩り (ドライブ)	
11月	文化活動	娯楽活動	ゲーム	創作活動	創作活動	室根産業文化祭見学
12月	創作活動 カレンダー作り	クリスマス 準備	クリスマス 忘年会	正月準備	正月準備	ライオンズクラブ様 クリスマス交流会
1月	新年会	小正月行事	ゲーム	リズム体操	趣味活動	
2月	ゲーム	創作活動	創作活動	趣味活動		2/3 節分行事
3月	レク活動	お茶会	ゲーム	娯楽活動	工作活動	3/3 ひなまつり

*その他 ・他事業所催事見学 ・地域行事参加
 ・ボランティアの受け入れ ・室根図書館(団体貸出、朗読会)

8. 新型コロナウイルス等感染症対策について

厚生労働省からの通知に沿って対応し、所轄庁や保健所と連携して感染防止に努めます。

密閉・密集・密接をできるだけ避ける工夫と換気や手指消毒・マスクの着用等を励行します。

利用者の体調確認や利用者家族を含めた行動歴等の情報を共有し対応します。

地域の感染状況等を踏まえて、外出等諸行事の実施方法等を検討します。

Ⅶ. 高沢の家デイサービスセンター事業計画

サービスの基本

一人一人の気持ちに寄り添う

集う楽しみをつくる

生活につながるサービスの提供

1、運営指針

1. 地域密着のサービスを提供します。

介護保険制度における地域密着型および一関市の総合事業のサービスを提供しながら、地域との繋がりを大事にいたします。

防災面では民家を改修した事業所でもあるため、自然災害への対応など地域と一体となった体制の構築を図ります。また、生活環境の向上にも取り組みます。

2. 地域とのつながりを大切にした事業運営に取り組みます。

地域行事などへの参加等交流を深めながら地域住民との関係性の継続を図ります。

3. 利用者の権利擁護推進に取り組みます。

4. 利用者の虐待の防止を図ります。

5. 「介護予防・日常生活支援総合事業」の提供で在宅生活を支援します。

6. 健康的な生活が送れるように相談からサービス提供まで一体的な支援を行います。

7. 地域関係者の参画により運営推進会議を開催し、サービスの質の確保・向上を図ります。

8. 交通ルールの遵守と交通マナーの実践により安全な運転業務に当たります。

2、サービス計画

1. 本人の気持ちを大事にした個別サービス計画を作成し、サービス提供に当たります。

2. 地域との関わりと地域包括支援センターなど関係機関とのつながりを密にします。

3. リハビリやレクリエーション・アクティビティを充実し、心身共に元気になるよう支援します。

4. 高齢者の抱える疾患を理解し、個々の状態を把握しながら健康生活を援助します。

5. 認知症を有する方には、落ち着いた雰囲気作りを心掛け、ご家族との連携を大切にしながら家族の負担の軽減を図ります。
6. 相談や苦情について耳を傾け、誠意を持ち迅速に対応します。

3、サービス内容

1. 事業分類

地域密着型通所介護、日常生活支援総合事業：小規模型

2. サービス提供時間

9時30分から16時00分（6時間以上7時間未満の事業所）

3. サービス内容

(1)送迎

送迎車両にて、自宅までの送迎を行います。

(2)食事

地産地消や地元食材にこだわりながら、心のこもった温かな食事を提供します。

(3)入浴

暖かい温もりのある浴槽で、ゆったりした気分に入浴できます。

(4)生活相談・苦情受け付け

利用者の声に耳を傾けながら、生活相談員等が相談や苦情に応じます。

(5)健康チェック

検温や血圧測定・問診等を行い健康状態の観察をします。

(6)養護

落ち着いた環境の中で、ゆっくり養護ができます。

(7)機能訓練・日常動作訓練

機能訓練や各種体操等の実施により機能の低下を防ぎます。

(8)介護方法・介護用品の紹介

状態や状況に合わせた、介護の方法や介護用品の紹介をいたします。

(9)レクリエーション・アクティビティ

趣味娯楽創作等の活動・行事や外出により心身の活性化を図ります。

(10)介護予防、生活支援

状態の維持や向上のため介護予防メニューを実践し、生活を支援します。

(11) 口腔ケア

口腔体操や食後の歯磨き等による清潔保持のための援助をします。

(12) 栄養改善

食事に関することや栄養についての助言や相談を行います。

(13) 見学、体験、交流

見学や体験の利用に対応すると共に、事業所を地域開放します。

4、開設日

月曜日から土曜日

5、日程

サービス提供内容等	サービス提供日程
職員ミーティング 利用者お迎え	8:30～
挨拶・健康チェック・入浴準備	9:30～
入浴・整容・懇談、	10:00～
嚥下体操・体重測定(月1回)	12:20～
昼食・食事介助・服薬介助・トイレ誘導等	12:30～
養護(休息)・口腔ケア	13:00～
リハビリ活動(軽体操等)	14:00～
アクティビティ活動	14:20～
(趣味娯楽創作活動、日常生活動作訓練、野外活動等)	
おやつ・お帰りの準備	15:30
お帰りの歌・申し送り・挨拶	16:00～
利用者お送り	

6、利用定員 1日 10名 (総合事業対象者含む)

7、年間活動計画表

月	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	その他
4月	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 手作りおやつ	季節の外出行事
5月	お花見 ドライブ	お花見 ドライブ	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 手作りおやつ	

6月	室根山 つつじ見学	室根山 つつじ見学	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 手作りおやつ	13部落おさなぶり
7月	七夕制作 集団レク軽体操	七夕制作 集団レク軽体操	外出ドライ ブ・買い物	外出ドライ ブ・買い物	七夕制作 手作りおやつ	
8月	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 手作りおやつ	ハイツ夏祭り
9月	集団活動 ゲーム・脳トレ	敬老会 13部落婦人部	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 手作りおやつ	
10月	創作活動 集団レク軽体操	創作活動 集団レク軽体操	創作活動 集団レク軽体操	創作活動 集団レク軽体操	創作活動 手作りおやつ	まこもたけ 収穫見学
11月	紅葉狩り ドライブ	紅葉狩り ドライブ	創作活動 集団レク軽体操	創作活動 集団レク軽体操	創作活動 手作りおやつ	室根産業文化祭見学
12月	個別活動 集団レク軽体操	クリスマス 準備	クリスマス 忘年会	正月準備	正月準備 餅つき	12/24 13部落交流 Xmas 交流
1月	新年会	小正月行事 地区どんと祭	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 手作りおやつ	地域どんと祭
2月	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 手作りおやつ	2/3 節分行事
3月	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 集団レク軽体操	個別活動 手作りおやつ	3/3 ひなまつり

その他 *事業所の地域開放・交流

*他事業所催事の見学・参加 *ボランティアの受け入れ

8. 新型コロナウイルス等感染症対策について

厚生労働省からの通知に沿って対応し、所轄庁や保健所と連携して感染防止に努めます。

密閉・密集・密接をできるだけ避ける工夫と換気や手指消毒・マスクの着用等を励行します。

利用者の体調確認や利用者家族を含めた行動歴等の情報を共有し対応します。

地域の感染状況等を踏まえて、外出等諸行事の実施方法等を検討します。

VIII. 孝養ハイツホームヘルパーステーション

サービスの基本

自分らしさに寄り添う

信頼と連携を深める

(報告・連絡・相談の徹底)

1. 運営指針

「介護の質」や「職員の資質」の向上を図ると共に、利用者の心身機能の維持向上と家族の負担軽減を図りながら、自己決定や自立支援など利用者本位のサービスを継続的・安定的に提供します。

居宅サービス計画に基づき、訪問介護事業の実践に努め、総合的・一体的なサービスが提供されるよう関係機関との連携を図り、利用者も家族も地域において安心した生活が送れるような事業展開に努めます。

利用者の権利擁護推進に努め、利用者の虐待の防止を図ります。

2. サービス内容

介護が必要なときにいつでもサービスを受けられるよう、365日24時間対応します。

1. 身体介護

(1)食事介助 (2)入浴介助 (3)排泄介助 (4)清拭 (5)体位変換 (6)その他

2. 家事援助

(1)買い物 (2)調理 (3)掃除 (4)洗濯 (5)衣類整理 (6)その他

3. その他のサービス

(1)相談援助など

4. サービス提供時間

(1)通常時間帯 8:00～18:00 (2)早朝 6:00～8:00

(3)夜間時間帯 18:00～22:00 (4)深夜 22:00～6:00

3. 新型コロナウイルス等感染症対策について

厚生労働省からの通知に沿って対応し、所轄庁や保健所と連携して感染防止に努めます。

密閉・密集・密接をできるだけ避ける工夫と換気や手指消毒・マスクの着用等を励行します。

利用者の体調確認や利用者家族を含めた行動歴等の情報を共有し対応します。

IX. 孝養ハイツ居宅介護支援事業所事業計画

サービスの基本

- ・ 傾聴
- ・ 中立、公正
- ・ 的確なニーズの把握

1、運営指針

利用者が居宅において、日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者の心身の状態や置かれている環境、利用者や家族の抱えている課題や意向等を確認しながら的確なニーズを把握し、居宅サービス計画を作成します。その計画に基づいて居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者との連絡調整を行います。また、要支援者に対し介護予防プランを作成し、自立支援を援助します。

利用者が介護保険施設への入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介やその支援を行います。

さらに、緊急時等、24時間いつでも相談できる体制を整え、介護支援専門員として技術の向上と専門知識の向上を目指します。

1. 質の高いケアマネジメントを行えるように努めます。

特定事業所加算の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行うように努めるため、週1回の居宅介護支援会議を開催し資質の向上を図ります。

利用者の担当が一人で抱える事がないように事業所内全体で問題の解決策を検討します。また、室根地域内事業所の合同事例検討会を開催し、情報の共有と地域課題を発掘し、行政へ政策提言できるように努めます。

さらに保健・医療・福祉に関する諸制度の学習はもとより、各種研修会に参加しケアマネジメントに関する技術・知識を習得します。

2. 利用者の権利擁護推進に取り組みます。

3. 利用者の虐待の防止を図ります。

4. 他事業所、地域包括支援センターとの連携強化を図ります。

他事業所と情報交換を行い連携をしていきます。また、地域包括支援センターと連携をしながら困難事例の解決や社会資源の情報収集等をしていきます。

5. 医療との連携を図ります。

入退院時における医療機関との連携を図り介護、医療を切れ目なく提供出来るよう連携に努めます。

2、運営内容

1. 居宅サービス計画の作成支援

利用者のニーズを的確に把握し、居宅サービスを総合的、かつ、効率よく利用できる

るよう支援します。(利用者や家族の抱えている課題・悩みや不安に思っていること等、何でも気軽に話していただけるよう配慮いたします。)

2. 経過観察と再評価

サービスが居宅サービス計画の目的に添って適切に提供されているか、利用者の状態や環境の変化に沿った計画となるよう経過観察と再評価に努めます。

3. 給付管理

介護度に応じた給付となるよう適正に給付管理します。

4. 要介護認定等の申請に係る援助

利用者の要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行えるよう援助します。

5. 施設入所への支援

利用者が、介護保険施設への入所を希望した場合には、介護保険施設への紹介やその支援をします。

6. 介護予防プランの作成

地域包括支援センターとの連携を図り、要援助者の自立支援に向けた介護予防計画を作成します。

3、新型コロナウイルス等感染症対策について

厚生労働省からの通知に沿って対応し、所轄庁や保健所と連携して感染防止に努めます。

密閉・密集・密接をできるだけ避ける工夫と換気や手指消毒・マスクの着用等を励行します。

利用者の体調確認や利用者家族を含めた行動歴等の情報を共有し対応します。

X. 一関市生活支援ハウスむろね苑事業計画

サービスの基本
継続した自立支援
健康で明るい生活

1、運営指針

一関市の指定管理者の指定を受け運営いたします。

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るく生活できるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図りながら、市や各支所との連携を深めながら対応いたします。

木造の建物でもあるため、有事の際に迅速に的確な行動をとることができるよう日頃から避難訓練等を実施し防災力の向上に努めます。

2、運営内容

1. 高齢等のため居宅において生活することに不安のある方に、安心して健康で明るい生活を送るための住居の場を提供します。
2. 利用者の方の相談に乗り、助言を行います。
3. 利用者が、通所介護や訪問介護等介護サービスや保健福祉サービスを必要とする時には、必要に応じて利用手続きの援助を行います。
4. 利用者と地域の方々との交流を図るための各種事業や交流の場を提供します。

3、利用対象者

一関市内に居住する概ね65歳以上の方で、高齢等のため独立して生活することに不安があると認められ、次のいずれかに該当する方で一関市長が入所を認めた方。ただし、日常生活が自立していることを原則とします。

1. 要介護状態の改善等により特別養護老人ホーム等から退所した方
2. 一人暮らしの方
3. 高齢者夫婦のみの世帯の方
4. その他市長が利用を必要と認めた方

4、利用定員

8名

5、居室数

6室（個室 4室、二人部屋 2室）

6、新型コロナウイルス等感染症対策について

厚生労働省からの通知に沿って対応し、所轄庁や保健所と連携して感染防止に努めます。

密閉・密集・密接をできるだけ避ける工夫と換気や手指消毒・マスクの着用等を励行します。

利用者の体調確認や利用者家族を含めた行動歴等の情報を共有し対応します。

地域の感染状況等を踏まえて、ご家族等との面会方法や利用者の外出等について検討します。